

弁護士法人大江橋法律事務所

URL <https://ohebash.com>

大阪事務所 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階
TEL 06-6208-1500(代表) FAX 06-6226-3055

東京事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階
TEL 03-5224-5566(代表) FAX 03-5224-5565

名古屋事務所 〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-10 名古屋クロスコートタワー16階
TEL 052-563-7800(代表) FAX 052-561-2100



個性や情熱の尊重の結果生まれた横断的で多様な専門的サービス

1981年に3名の弁護士が事務所を設立したことにより生まれた弁護士法人大江橋法律事務所。2021年には設立40周年を迎える。

2000年から同事務所に所属し、企業法務をはじめM&Aや国際紛争解決などに携わってきた竹平征吾弁護士は「戦前・戦後すぐの時期からの伝統を持つ他の大規模法律事務所と比較するとまだまだ若い組織。異なるタイプの異なる創立パートナーで創業されたこともあり、多種多様な弁護士が所属する点も特徴でしょう。若手弁護士が事件処理について自由闊達に意見を述べ、また新しい分野に手を挙げて取り組むことに寛容な雰囲気非常に重要視しています」と語る。

1995年には日本の大手法律事務所として最初に上海事務所を開設し、2002年には東京事務所、2015年には名古屋事務所をそれぞれ開設してきた。特定分野の案件の集中する地域や、クライアントのニーズ、各弁護士の志望する専門領域に応じて体制の拡充や人員の配置を整えてきた。加えて、どの領域においてもクロスボーダー対応ができるよう留学や海外法律事務所等での研修も強く推奨しているという。「創業パートナーの専門分野であった国際法務や大型の紛争解決や、メーカー系のクライアント対応のための独占法、事業再生、会社法、M&Aなどが当事務所の主流ではありました。一方で、近年は消費者法や情報法、国際通商税務、関税など新しい知見が求められる分野を志望する弁護士も増えており、事務所として支援しています」(竹平弁護士)。

竹平 征吾

弁護士
Seigo Takehira

97年大阪大学法学部卒業。00年弁護士登録(大阪弁護士会)、大江橋法律事務所入所。01~03年大和証券SMBC株式会社プリンシパル・ファイナンス部勤務。05年ミシガン大学ロースクール修了(LL.M.)。05~06年Morgan, Lewis & Bockius LLP(New York)勤務。06年ニューヨーク州弁護士登録。



コロナ禍で変化するも縮小しない経済活動により具体的なアドバイス

上場企業の株主総会対応や、国内外のM&A、国際紛争解決など同事務所が伝統的に強みとしていた分野の案件を多く担当してきた竹平弁護士。新型コロナウイルス流行を受けた20年においても、同分野の動向については大きな縮小の兆しはなかったという。「総会のトレンドのうち半分程度は新型コロナウイルスの感染拡大の中での特殊対応を必要とするものでした。景気が悪化することでアクティビストからの意見が少なくなることも予想されていましたが、結果としては多くの株主提案があり、来年以降も継続すると考えられています。また、規模の拡大や業態の転換を図るための敵対的買収も増えてきているので、精力的に取り組んでいきたいですね」(竹平弁護士)。

同分野の若手育成においては、形式的なジャッジではなく業態の内容とディールを深く理解した上でのアドバイスができるように求めているという。「主に扱う法律としては会社法や金融商品取引法にはなりますが、M&Aなどでは、基本法だけでなく労務、税務、外為法などの投資規制など、多種多様な分野についての知識や経験が要求されます。買収先の企業がノーリスクであることは基本的にありません。リスクを示すだけでなく具体的な打開策を示せるようにすることが必須かと思っています」(竹平弁護士)。

国内に知見が蓄積されなかった通商交渉分野を開拓

2004年から同事務所に所属する近藤直生弁護士は、事業再生・倒産や国際法務、紛争解決等の分野に携わりながら、通商交渉・紛争について専門的な知見を

近藤 直生

弁護士
Naoki Kondo

97年慶応義塾大学法学部卒業。00年弁護士登録(東京弁護士会)、ときわ総合法律事務所入所。04年大江橋法律事務所入所。08年ミシガン大学ロースクール修了(LL.M.)。09年ジョージタウン大学ローセンター修了(LL.M.)。09年ニューヨーク州弁護士登録。09~12年経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐。



身につけたキャリアを持つ。「留学中に二つのロースクールに行った後に、経済産業省で勤務しました。二つ目のジョージタウン大学ロースクールについては、経済産業省で勤務することを見据えて入学し、勉強と人脈作りをしたところ、経済産業省からの公募があり、関わることができました。国際通商では、語学力、交渉の歴史的経緯を含んだ専門性の高い知見が必要ですが、そのような知見が欧米の弁護士に集中していたため、日本の弁護士がなかなか手掛けられなかった分野ですので、開拓していきたいと感じました」(近藤弁護士)。

同分野について国からの依頼や、国際取引をしている企業に対するアドバイスを実施しているという近藤弁護士。「現在は、米中の貿易摩擦や米国の保護主義的な措置に対する日本企業としての対応をご相談されることが多いですね。米国の対イラン経済制裁の影響とその対応についても多数のご相談をいただきました。日々の実務経験のほか、国内外の専門家との意見交換や、学会、研究会、各種メディア等で得た情報を総合し、適切なアドバイスを実施できればと考えています」(近藤弁護士)。

高度なライフサイエンス分野のスタートアップ出資契約に対応

自身が手がけてきた案件のニーズに応える形で新たな専門分野を見出したのは田中宏岳弁護士。従来、事業再生・倒産とM&Aを主な担当分野として担ってきたが、同事務所がアドバイスを担ってきた大手製薬企業がスタートアップへの出資やライセンスを進める中でバイオベンチャーや薬機法関連のスタートアップ出資対応等について、案件対応や留学を通して知見を蓄積してきた。「留学中はニューヨークの事務所に向向し、ベンチャー関連の出資契約の事例に多数触れ

田中 宏岳

弁護士
Hirotake Tanaka

09年京都大学法科大学院修了。10年弁護士登録(大阪弁護士会)、大江橋法律事務所入所。17年カリフォルニア大学ロサンゼルス校ロースクール修了。17~18年Morgan, Lewis & Bockius LLP(New York)勤務。18年ニューヨーク州弁護士登録。



できました。帰国後も、クライアントとともに米国に出張して現地の弁護士相手にハードな交渉をしたこともあります。知識もちろん必要なのですが、契約のバリエーションの知見を多く蓄積できたことが財産になっていると感じます」(田中弁護士)。

事例の相場観が活きる場合も多いという。「例えば、海外のバイオベンチャーに出資する場合、契約書変更の交渉の余地がないという前提で出資の話が持ち込まれる場合があります。しかし、出資の額やステージによっては、契約は修正できる。交渉の余地の有無の相場感なども役に立てていただいています」(田中弁護士)。

長大な契約書の短期間での起案やチェックが求められることが多い同分野において、スピーディーに対応することが多い田中弁護士。他方で、同事務所の連携のしやすさに助けられる点もたびたびだという。「ライフサイエンス分野ではライセンス契約も非常に重要です。当事務所は長年製薬企業と歩んできた経験があり、薬事の国際仲裁など多様な事案対応の経験をもつベテランの弁護士も在籍しています。紛争になった場合を想定し、どのような紛争解決条項をライセンス契約に盛り込んでおくべきかなど、事例に伴ったアドバイスを受けることができる点はメリットが大きいと感じます」(田中弁護士)。



小寺 美帆

弁護士
Miho Kodera

09年神戸大学大学院修了。10年弁護士登録(大阪弁護士会)、大江橋法律事務所入所。専門は人事・労務、コーポレート・M&A、紛争解決、危機管理・コンプライアンスほか。



総合事務所で労務に特化することで 日常・非日常の課題に総合的な提案を

対照的に専門分野を追究しキャリアを形成してきたのは同期入所の小寺美帆弁護士だ。人事・労務分野を主に取り扱っており、業務の8~9割を該当分野が占めている。「ロースクールで、労働法の政策的な面に興味を持ち、人事・労務分野に携わりたいと考え、入所時に労働法をやりたいと申し出ました」(小寺弁護士)。

同事務所では各拠点に労働法を専門とする弁護士が所属し、チームを組んで情報共有や研究をしているという。「日常的な相談は1名で担当することも多いですが、大規模訴訟や大がかりな労働事件の場合は労働チームで弁護団を組んで全員で議論しつつ分担して進めることも多いですね」(小寺弁護士)。

新型コロナウイルス感染症の流行下では所内のチームで議論できる環境が活きたそうだ。「業績悪化による事業所の閉鎖や事業撤退に関連した人員整理の問題、テレワークの問題、従業員の安全配慮、個人情報管理などの問題が一度に起こりました。先例や書籍を参考にするだけでは解決できない点も多く、緊急事態下で企業が生き残るための方策、そこにいかに法的な議論をマッチさせていくかを所内のチームで議論しました。人事・労務分野は、法律論だけではなく、実務感覚や経験を活かしていかに最適な解答を導くかで悩む点が多い。人事・労務分野における経験豊富な弁護士と議論できる環境は、クライアントはもちろん自身にとっても良いと思っています」(小寺弁護士)。

労働案件に特化した人材が在籍することは、同事務所にとってメリットが大きいと竹平弁護士は話す。「労働ブティックは紛争案件を中心に受任することが多いですが、企業における労務は、報酬体系のグロー



バルな改定や新たな報酬パッケージの導入など前向きな案件も包括したもの。日常業務の課題に対するコンサルティング的な提案ができる点はメリットが大きいと感じています」(竹平弁護士)。

各弁護士の好奇心と自主性から 課題を汲み取る力を養う

2011年に入所した小寺弁護士は同事務所の自由闊達な雰囲気によって同事務所を志望したという。「インターンシップの際に若手弁護士がパートナーに率直に意見し、パートナーも真摯にその意見に耳を傾けている光景を頻りに目にしました。信念を尊重してくれる事務所だと感じましたね」(小寺弁護士)。

小寺弁護士と同期入所である田中弁護士は幅広い分野に携われる点にも惹かれたという。「東京の大規模事務所と比較すると人数は多くありませんが、その分弁護士一人ひとりがさまざまな分野の案件を担当し、経験を積むことができます。また、案件を進めるために議論をすることを後押しする環境があると感じます」(田中弁護士)。

新人育成の方針としては、加入時点で特定分野を割り当てるのではなく、さまざまな分野を経験した後に専門分野を選択し、その分野を深く探求する。「クライアントが事前に整理をしたうえで、特定の法律問題についての回答を求めることはさほど多くありません。活きた案件について最適解を求める能力を身につけてもらうとともに、自分の半生を賭けるにふさわしい専門分野を自らの意思で選んでほしいですね」(竹平弁護士)。

案件の主任担当を若手に任せることも多い。「合議をする際は、事実関係をいちばんよく知る担当者から事実背景をよく聞くことから始めます。若手は現場で聞き取った知見を活かし、ベテランは経験と知恵を提供します。両面をうまく活かして良い成果物を出せるように心がけています」(竹平弁護士)。

新しい分野の開拓、執筆・実務研究を進めるために、研究会、判例研究会を行うとともに、各分野に関心のあるベテランから若手までが参加できる緩やかなプラクティスグループを組成しているという同事務所。

「クライアントの課題のすべては相談の場で言葉として出てはきません。汲み取るためには各人が視野を広げ勉強する必要がある。各人の自主的な研鑽を通して総合的なサービス向上をできればと考えています」(竹平弁護士)。

DATA

■所属弁護士等

弁護士139名、弁理士4名、外国法事務弁護士5名、外国弁護士2名(2020年12月現在)

■沿革

1981年1月「石川・塚本・宮崎法律事務所」を設立。1983年1月名称を「大江橋法律事務所」に変更。1995年7月上海事務所開設。2002年8月「弁護士法人大江橋法律事務所」設立。2002年9月東京事務所開設。2015年9月名古屋事務所開設

■所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)

「最新・改正独禁法と実務—令和元年改正・平成28年改正」(長澤哲也ほか(共著)、商事法務、2020)、「独禁法務の実践知[LAWYERS' KNOWLEDGE]」(長澤哲也、有斐閣、2020)、「特殊状況下における取締役会・株主総会の実務—アクティビスト登場、M&A、取締役間の紛争発生、不祥事発覚時の対応」(竹平征吾ほか(共著)、商事法務、2020)、「約款の基本と実践」(嶋寺基ほか(共著)、商事法務、2020)